

松江市告示第 146 号

松江市ブロック塀等安全確保事業費補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 211 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 通学路 小・中学校の生徒が登下校に使用する_____道をいう。		(3) 通学路 小・中学校の生徒が登下校に使用する <u>公の管理する</u> 道をいう。	
(4)～(7) 略		(4)～(7) 略	
(補助金の名称等)		(補助金の名称等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の交付の目的	松江市内に存する倒壊のおそれのあるブロック塀等の <u>建替え又は除却(以下「建替え等」という。)</u> を行う者に対し当該 <u>建替え等</u>	補助金の交付の目的	松江市内に存する倒壊のおそれのあるブロック塀等の <u>所有者</u> _____ に対し当該 <u>ブロック塀等の建替え又は除却(以下「建替え等」という。)</u> に要する費用を補助することにより、通学路を通行する者の人命及び財産の保護を図り、安全で安心なまちづくりを推進する事を目的とする。
	_____に要する費用を補助することにより、通学路を通行する者の人命及び財産の保護を図り、安全で安心なまちづくりを推進する事を目的とする。		_____に要する費用を補助することにより、通学路を通行する者の人命及び財産の保護を図り、安全で安心なまちづくりを推進する事を目的とする。
補助	略	補助	略

金の交付対象	(1) <u>松江市内に存し、倒壊のおそれのあるもの</u>
ブロック塀等	(2) <u>通学路の沿道に</u> 設置されたもので、通学路に面しているもの (3)～(6) 略
補助事業者	業者と請負契約を締結して補助金の交付対象ブロック塀等の建替え等を実施する者_____
終期	令和5年3月31日

(交付申請)

第4条 略

(1)～(7) 略

(8) ブロック塀等の所有者等を確認できる書類(登記事項証明書等の写し)

(9) 補助事業者とブロック塀等の所有者が異なる場合は、所有者の同意書

(10) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書

(11) 略

(12) 提出書類チェックリスト

2 前項第9号の所有者の同意書は、市長がやむを得ないと認めた場合に限り、添付を省略することができる。

(実績報告)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3) 事業の成果を示す図書(実施)

(4)～(7) 略

金の交付対象	(1) <u>通学路の沿道に隣接する敷地に</u>
ブロック塀等	設置されたもので、通学路に面しているもの (2)～(5) 略
補助事業者	松江市内に存する倒壊のおそれのあるブロック塀等の所有者(業者と請負契約を締結して補助金の交付対象ブロック塀等の建替え等を実施する者に限る。)
終期	令和4年3月31日

(交付申請)

第4条 略

(1)～(7) 略

(8) 略

(実績報告)

第5条 略

(1)・(2) 略

(3)～(6) 略

(8) 提出書類チェックリスト

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。